



個別労働紛争の“種”は「いじめ・嫌がらせ」がトップ ～「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」より

◆個別労働紛争解決制度とは

会社と労働者との間の労働条件や職場環境をめぐるトラブルを防止・解決する制度のひとつとして、「個別労働紛争解決制度」があります。この制度には3つの方法（①総合労働相談、②あっせん、③助言・指導）があります。

おおまかに言えば①は労働局、労基署、街角に設置される総合労働相談コーナーで専門の相談員が相談を受け付けるもの、②は紛争調整委員会(労働局)のあっせん委員が間に入り解決を図るもの、③は労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すものです。

◆最も多い内容は「いじめ・嫌がらせ」

このほど、厚生労働省から「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。その内容は、①②③のすべてで、職場の「いじめ・嫌がらせ」に関するものがトップとなっています。「いじめ・嫌がらせ」は、①総合労働相談では、6年連続でのトップとなっています。また、総合労働相談の件数は10年連続で100万件を突破しています。

なお、総合労働相談に持ち込まれた相談のうち、労働基準法等の違反の疑いのあるものが19万件ほどありましたが、これらは労働基準監督署等に取り次がれ、行政指導等が検討されることとなりますので、「相談」という文字から受ける軽いイメージとは違った一面もあります。

◆「解雇」は半減、「雇止め」は微増

②あっせん、③助言・指導のいずれにおいても、「解雇」に関する内容は平成 20 年度とおおよそ半数程度に減少しています。昨今の雇用状況が改善していることも影響しているのでしょうか。一方、「雇止め」は微増しており、今後注意が必要と思われます。

労使間のトラブルでは、セクハラ・パワハラ・モラハラ…等のハラスメントがキーワードとなっています。まだ、問題が表面化していなくても、ある日突然……となる可能性はあります。地震への備えと同じですが、事が起こる前の対策と起きてからの対応如何で、被るダメージ(企業イメージの低下、職場の士気低下 etc)に大きな差が生まれます。

【厚生労働省「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」】

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000213218.pdf>

編集後記

今年は例年よりも早い梅雨明けでしたが、ここまでひどい暑さになるとは、想像もつきませんでしたね。仙台でも観測史上最高の37.3℃を記録(8/3現在)するなど、外を歩くだけで体調を崩しそうな暑さが続いています。熱中症はもちろんのこと、脳梗塞の発症についても注意するよう報じられています。普段健康な人でも暑さで脱水症状に陥った際、脳の血管が詰まりやすくなり、脳梗塞を引き起こすリスクが高くなります。よく言われていることですが、こまめに水分補給をする、日中だけでなく、起床後2時間以内に水分を取る(水分補給不可の睡眠中に汗をかき、起床直後に血圧があがるので脳梗塞になり易い為)ことが大事だとされています。海へ山へ、子供のころ無邪気に夏休みを楽しんだ時代とは違い、体調管理最優先となってしまいましたが、平成最後の夏を元気に過ごせるよう、皆様もどうかご自愛ください。

TOPICS

●管理職の労働時間把握と保存義務づけ(7/31)

厚生労働省が、来年4月から管理職の労働時間把握を企業に義務づける方針を固めました。また、安衛法の関連省令を改正し、3年間分の保存も義務づける。取締役ら経営陣は対象外となります。管理職には労働時間の規制がかからないため労働時間管理がおろそかになりやすく、時間外賃金の不払いや過労自殺などの問題も起きているため、雇用者全体の労働時間管理を厳しくすることで長時間労働を減らす狙いがあります。

●最低賃金 26 円上げで全国平均 874 円に(7/25)

—宮城県は772円+25円=797円と示され最低賃金審議会で審議されます。確定後お知らせします
厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、2018年度の最低賃金(時給)について、今年度の引上げ額の目安を全国平均で26円とすることを決めました。上昇率は3年連続で3%となり、実現すれば全国平均が874円になります。

●過労死防止大綱が初の改定(7/25)

政府は過労死を防ぐための対策をまとめた「過労死防止大綱」を閣議決定しました。2015年の策定から初めての改定です。「勤務間インターバル制度」導入企業の割合を2020年までに10%以上とする数値目標を設定し、過労死や長時間労働が多い業種として特別調査の対象とする業種にメディアと建設を追加しました。

●来年4月より外国人就労拡大へ(7/25)

政府は、一定の技能や日本語の能力を条件に最長5年、建設や農業など5分野を中心に単純労働を認めるなど、外国人労働者の新たな就労資格を設けることなどを盛り込んだ入国管理法改正案を秋の臨時国会に提出する方針を固めました。2019年4月の施行をめざします。

また政府は、ベトナム政府と同国からの介護人材の受入を拡大することで合意しました。2020年夏までに1万人の数値目標を設定し、環境整備を急ぐとしています。介護分野における人手不足は深刻な状況であることから、インドネシアなど他国にも広げていく方針です。

Harmony通信 2018.08

#発行: 2018年8月10日

#編集・構成: 合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

